

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 松本利幸

裁判官 加本牧子

裁判官 郡司英明

5 令和5年11月28日午前11時判決言渡 101号法廷
令和3年(行コ)第19号 各工事実施計画認可取消請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所平成28年(行ウ)第211号〔甲事件〕、平成31年(行ウ)第115号〔乙事件〕)

判 決 要 旨

10 甲 事 件 控 訴 人 150名
乙 事 件 控 訴 人 16名
被 控 訴 人 国
参 加 人 東海旅客鉄道株式会社

第1 主文 (※判決要旨では、別紙「当審取消控訴人目録」の添付は省略する。)

- 15 1 原判決中、別紙「当審取消控訴人目録」記載の控訴人らの各訴えを却下した部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る部分を東京地方裁判所に差し戻す。
- 3 別紙「当審取消控訴人目録」記載の控訴人ら以外の控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 20 4 別紙「当審取消控訴人目録」記載の控訴人ら以外の控訴人らの控訴費用は、同控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

- 25 1 甲事件は、参加人が、中央新幹線(品川・名古屋間)の建設事業のうち土木構造物関係分の工事に係る実施計画の認可を申請したところ、国土交通大臣が、全国新幹線鉄道整備法(以下「全幹法」という。)9条1項に基づく認可をしたことについて、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、岐阜県、愛知

県の7都県等に居住する甲事件原審原告らが、同認可は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

乙事件は、参加人が、中央新幹線（品川・名古屋間）の建設事業のうち土木構造物関係分以外の工事に係る実施計画の認可を申請したところ、国土交通大臣が、全幹法9条1項に基づく認可をしたことについて、東京都、静岡県、長野県、岐阜県、愛知県に居住する乙事件原審原告らが、同認可は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

2 原審は、甲事件と乙事件の弁論を併合して審理を進め、令和2年12月1日、甲事件原審原告らのうち500名及び乙事件原審原告らのうち32名に係る弁論を分離した上で、同原告らの各訴えはいずれも原告適格を欠き不適法であるとして、同原告らの各訴えを却下する判決をした（なお、弁論が分離された元の事件におけるその余の原審原告らについては、同日、原告適格を有する旨の中間判決がされた。）。

3 上記2の甲事件原審原告らのうち500名及び乙事件原審原告らのうち32名は、いずれも原判決を不服として控訴したが、その後、甲事件の控訴人らのうち350名及び乙事件の控訴人らのうち16名が控訴を取下げ、甲事件の控訴人らは150名、乙事件の控訴人らは16名となった（以下、まとめて「控訴人ら」という。）。

第3 判断の要旨

1 結論

(1) 控訴人らのうち、建設発生土運搬車両の運行経路からおおよそ200m以内の地域に居住している2名については、工事の進行に伴う建設発生土運搬車両の運行に起因する騒音、振動、大気汚染による健康又は生活環境に係る被害を受けない利益を根拠として、本件各認可の取消しを求める訴訟における原告適格を認めることができる。

また、控訴人らのうち、相模川を水源とする水道水又は簡易水道を利用し

ている34名については、工事の進行に伴う建設機械の稼働等に起因する水質の汚濁による健康又は生活環境に係る被害を受けない利益を根拠として、本件各認可の取消しを求める訴訟における原告適格を認めることができる。

したがって、原判決中、上記の控訴人ら（合計36名）の各訴えについて、原告適格を欠き不適法であるとして訴えを却下した部分を取り消し、原審において本案につき更に弁論を尽くさせるために、同取消に係る部分を東京地方裁判所に差し戻すこととする。

- (2) 他方、上記(1)の控訴人ら以外の控訴人らについては、原告適格を認めることができないから、同控訴人らの控訴を棄却する。

2 理由

(1) 乗客として安全な輸送役務の提供を受ける利益について

控訴人らが主張する上記利益は、本件各認可の段階においては、公益に属する利益として考慮されるにとどまり、全幹法9条1項が、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解することはできないから、控訴人らは、同利益を根拠として、本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有するということとはできない。

(2) 南アルプス及びその他の7都県の各地域の良好な自然環境を享受する利益、同自然環境の保全を求める権利並びに自然と触れ合う権利について

控訴人らが主張する上記利益等は、基本的に公益に属する利益といわざるを得ず、全幹法9条1項が、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解することはできないから、控訴人らは、同利益を根拠として、本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有するということとはできない。

(3) 工事予定地内に所在する土地、建物、立木に係る所有権、借地権等又は居住の利益について

工事予定地内に所在する土地、建物、立木に係る所有権、借地権等を有す

る者等が、本件各認可により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者に該当するということではできないから、控訴人らは、同権利等を根拠として、本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有するということができない。

5 (4) 工事の進行に伴う建設発生土運搬車両の運行に起因する騒音・振動・大気の汚染・交通混雑、高架橋・駅舎等の設置に起因する景観阻害による、健康又は生活環境に係る被害を受けない利益について

10 ア 全幹法9条1項には、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に起因する騒音、振動、大気の汚染、水質の汚濁等による被害の発生を防止し、もって、人の健康が保護され、生活環境が保全されるようにするという趣旨及び目的が付加されたものと解され、同項が保護しようとしている利益が、周辺地域に居住する住民が健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的な利益であり、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものであることからすると、同項は、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に起因する騒音、振動、大気の汚染、水質の汚濁等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

20 したがって、建設線の建設予定地や資材及び機械の運搬車両の運行経路の周辺地域に居住する住民のうち、上記のような著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、本件各認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

25 イ 他方で、騒音、振動、大気の汚染等を伴わない工事関係車両の運行に起因する交通混雑や、鉄道施設の設置に起因する景観阻害は、広い意味での生活環境の悪化であって、このような交通や景観に関する利益は、基本的

には公益に属する利益といわざるを得ないから、全幹法9条1項が、上記利益を周辺住民等の個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解することはできない。したがって、控訴人らは、上記のような交通混雑及び景観阻害による被害を受けない利益を根拠として、本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有するということとはできない。

ウ 上記アの原告適格を更に検討するに、建設発生土運搬車両の運行に起因する騒音、振動等についてみると、参加人が作成した各環境影響評価書のうち、東京都及び愛知県を除く5県の評価書において、建設発生土運搬車両の運行による騒音及び振動の距離減衰の予測が道路端部から200mの範囲を対象として行われているから、上記の距離減衰予測がされていない東京都及び愛知県を含めて、建設発生土運搬車両の運行経路からおおよそ200m以内の地域に居住している住民は、工事の進行に伴う建設発生土運搬車両の運行に起因する騒音及び振動による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあるものと想定される地域に居住する者というべきであり、本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有すると認めることができる。

(5) 工事の進行に伴う機械の稼働、鉄道施設の設置に起因する水質の汚濁による健康又は生活環境に係る被害を受けない利益について

ア 上記(4)アのとおり、工事現場等の周辺地域に居住する住民のうち、建設機械の稼働等に起因する水質の汚濁等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、本件各認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

そして、神奈川県環境影響評価においては、工事の実施時における切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事又は鉄道施設の供用により、水の汚れが発生するおそれがあることから環境影響評価が実施され、

飲料用水等の水資源となっている相模川及びその水系河川における水質汚濁について、建設線の工事等による影響の予測が行われているから、相模川を水源とする水道水又は簡易水道を利用している住民は、本件事業に係る工事の進行に伴う建設機械の稼働等に起因する水質の汚濁による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあるものと想定される地域に居住する者というべきであり、本件各認可の取消しを求めるにつき原告適格を有すると認めることができる。

※当審裁判所注：なお、弁論が分離された別事件の上記中間判決においては、①水質汚濁に関し、環境影響調査の対象となった水源の水を利用している地域、②列車の走行による騒音・振動に関し、関係鉄道施設から800m以内の地域、③工事関係機械による騒音・振動に関し、関係鉄道施設から200m以内の地域、④工事関係機械による大気汚染に関し、関係鉄道施設から120m以内の地域、⑤地盤の沈下に関し、トンネルから100m以内の地域、⑥日照障害に関し、関係鉄道施設から110m以内の地域のいずれかの地域に居住している原告らについて、原告適格が認められている。

以上